

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

---

1 閉会中継続審査事件

- (1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、学童保育に関する国の動向や市の標準モデルの検討状況を見ながら、引き続き審査することを確認していたが、現在、平成27年4月からの新制度の実施に向けて、国において子ども・子育て会議を開催し、基本指針や各種基準などについて、審議しているところである。基本指針については夏ころをめどに、各種基準についても今年度中に示される予定とのことだったが、基本指針について、まだ示されていない旨、理事者に確認している。
- ・ 本件について何か御発言あるか。

○北原 善通委員

- ・ これは2011年からの陳情だから、確かに今、新法が出るけれども、陳情というのはこんなに長くするものではないと思うわけだ。その時点、その時点で結論を出してあげるべきでないかと思う。それで、私の会派としてもそれなりに一つ一つ当たってみた。もし差し支えなければ、こういうふうに考えているけれどもという考えは出すことができる。この委員会ですらうい話をしてもよいか。例えば、陳情第9号の第1項第1号であれば、こういう考えをうちの会派では持っている。よろしいか。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ はい。

○北原 善通委員

- ・ 例えば、第1項第1号であれば、学童保育の保育料についてはそれぞれの学童保育所で個別に決定している。そういう状況なので、保育料の減免についてはそれぞれの学童保育所であればらの状態だから、保育料の減免制度を導入してくれというのは、保育園の保育料と同様に、保育料をきちんと制度化してから減免をどうするという議論をすべきであると。これがやはり国なり、学童保育所の保育料の指針みたいなものを示してもらった上で、減免制度がどうあるべきかを議論すべき問題であると。だから、現時点でこれはちょっと早いという考え方であることは事実なんだ。で、こういうような考えを持っているということを一通り言っていかが。要らないか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 確かに、個々の保育料が大分違うというのはみんな認識しているけれども、市長が標準モデルをつくってから、それが出てきたときにおいて、これを審査しようとなってる。確かにずっと延びてる経過がある。だからその辺、いつ出てくるかは定かではないけれども、それが出てきてから議論するの

であって、どうなのかな、今個々の。「このまま引きずっていくのか」の声あり）いや、引きずるといふより、市長が標準モデルがいつころ出せるのか、国の動向を見定めない限りは出ないのか、その辺だと思う。だから、子ども未来部がどういう考えなのか、それからこの陳情をどうするのかという。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 北原委員にお伺いするが、北原委員のおっしゃってることはよくわかるけれども、そのことでこの場で賛否が問えるということか。

○北原 善通委員

- ・ できるのではないかと思う、ある程度。「できない」の声あり）今の件についてはね、継続なら継続だけれども。例えば第1項第3号であれば、学童保育に係る障がい児の状況はと、これはその障がいの程度によって判断されるものであるから、単に障がい児の数だけで判断されるものではないと考ええると、障がい児の数だけで指導員をふやすことにはならないという結論を出せると思うんだ。だから、結論を出していくと残るのは少ないと思う。あとは判断していけるんでないか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今、子ども未来部がニーズ調査とかをやっているし、あと、条例に向けての検討も始まっている。子ども会議も今、検討委員会が始まっているので、北原委員が言うように賛否を決めてもいいんだけど、それを待ってからでも私は構わないと思う。もし、これ賛否を決めたとしても、また同じ陳情が来る可能性もなきにしもあらずで、私は様子を見てもいいんじゃないかと思う。いっぱい言いたいことはあるけれども。様子を見ていいんじゃないか。

○工藤 恵美委員

- ・ 北原委員が言いたいことは、きょうこの場で賛否を問いたいのではなくて、次回にしてもその次にしても、その場合が来たときなんだが。今、例えばうちの会派の考え方を皆さんに知ってもらって、また皆さんの意見を聞いて、それを参考にして採決態度をとりたいという流れなんだ。これ、総務常任委員会でも、議論していたことが民生に来たわけだから、流れが皆さんどこまでどういうふう知っているかというのなかなか難しいし、2枚の陳情第9号と第23号に分かれているし、また違う案件がもう1枚出てくるとも考えられる。うちの考えとしては、陳情書をそれぞれ延ばしていくよりは、一度整理して、もう一度改めて出してもらおうという考え方もあるだろうし、その辺を委員長に裁いていただきたいということなんだ。

○板倉 一幸委員

- ・ 北原委員がおっしゃるように、陳情をいつまでも据え置いたまま流しておくわけにはいかないというのは、これは当然のことだと思う。ただ委員長が先ほどおっしゃったように、基本指針だとか、標準モデルだとか、現段階の状況だとか、あるいは将来的な見通しだとか、そういったものがある程度はつきりしてくるだろうと思うけれども、そういった議論も当然あるということを前提にして、もう少し研究を進めていくべきだと思うものだから、いつまでも長くするという意味ではなくて、もう少し議論をさせていただく時間をいただきたいと思う。

○北原 善通委員

- ・ 議事進行。私どもの会派としても、きのう午後6時ごろまで議論した。それをちょっとまとめてみ

たんだけれども、やっぱり各会派で議論した結果を持ち寄ってというか、話をすればできるはずなんだ。いつまでも態度を示さないで長引かせるのは本当によくはないのではないかと。うちの会派でも、私が今、話そうとしているのは全部が全部賛同しているわけでもない。やっぱり話は割れているものもある、中に二つぐらい。あとはみんな共通したけれども。そういうのを持ち出して、お互いに。そして、結果を出すべきでないだろうか。ただ集まって、今日も継続、次もまた継続ということにはちょっとなりづらと思うんだ。やっぱりこれ、委員長の考え方次第だから。だって、2011年に選挙終わってすぐ出てるんだ、これ。11月だろう、出たの。

#### ○委員長（日角 邦夫）

- ・ よろしいか。正副としては、先ほども申し上げたけれども、基本指針、さらには各種基準、これをきちんとしないと、やはり議論というか、考える土台が足りないんじゃないかと考えている。だから、あくまでこれが出てから理事者とも相談しながら、対応していきたいという考えなんだ。ただ、北原委員おっしゃるとおり、会派のこれに対する考え方、これについては意見を言ってもらえれば、それぞれの会派でそれを参考にしながらというか、それはできると思うけれども。

#### ○北原 善通委員

- ・ そういう形で持っていかなければ。歯車がどこで合うのかということもあるから。やっぱり議論をそれぞれ持ち寄った——あるいは正規な舞台でなくてもいいんだ。委員長がこういう場面でぜひ話を聞きたいということがあれば、そこで話しても結構だ。どちらにしても、少し長引かせ過ぎている。今、学校だって統廃合の時代だ、小学校も、中学校も。だから、新法というのはそういう関係の中で、やはり共働きのことを十分考えた中で、新しいのが出てくると思うんだ。だから、今は今で出て来てる中で、結論出せるものは出してあげたほうが、また次にそれを変えて陳情するということもあるだろうし。今のままで引きずっていくと、委員会の結果報告を見ても、もう結論を出してもいいんじゃないかと思う。

#### ○委員長（日角 邦夫）

- ・ 何か御意見あるか。

#### ○斉藤 佐知子委員

- ・ この陳情第9号は、平成23年11月21日に出されているということを考えると、当然、北原委員がおっしゃるとおり、陳情にできるだけ早く結論を出すというのは大変重要だと思うけれども、前からずっと継続している問題だ。きょうここで議論というお話もあるけれども、これまでいろんな検討を皆さんで話をしてきた中で、今、基本指針、市長のほうからこの学童保育に関して標準モデルを函館市独自でつくりたいと。その指針を待って、その時にみんなでもた議論をすることは私は十分可能だと思うので、その指針が出てからしっかり議論すればいいと、委員長の進めでいいと思っている。

#### ○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに会派の方で、今の問題について御意見あればお伺いしたいと思う。

#### ○小林 芳幸委員

- ・ 国の動向を見ながらということで、以前からも継続になっていたのだから、それに沿ってやっていきたいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ いろいろ今お話を伺って、継続で指針出てからでもいいのではないかとということだけでも。

○北原 善通委員

- ・ これでやめるけれども、私はどっちかというやはり、私たちも初めての委員会になるから、またここで議論をしていくと何年かかるかわからないと思ったりして。今までの経験からして、やっぱり早めに結論を出してあげたほうがいいと思ったのは、今でも変わらない。そんなに長引かせるものではない。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 市政クラブさんの御意見、十分わかった。後ほど、会派の賛否を伺う形になるけれども、それで。

○北原 善通委員

- ・ 出せるもんだ。けれども、皆さんが継続でまだ慎重にということであれば、それを遮二無二ということとは言わないけれども。委員長の判断に任せる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ あと、各委員から御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ ないようなので、この件については終結する。

---

(2) 陳情第23号 函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項、第3項、第4項

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、陳情第9号と同様、子育て支援に関する国の動向と、それに伴う市の条例制定等の動きを見ながら、引き続き調査することを確認していた。
- ・ 本件について、何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。

---

○委員長（日角 邦夫）

- ・ これより、各件に対する協議を行う。
- ・ 陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号、第2号、第3号、及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項、第3項、第4項について、各会派の賛否及びその理由をお伺いする。なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても、御発言願う。また、議運申し合わせにより、不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等に係る発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとなるので、御配慮の上、発言いただくようお願い申し上げます。それでは、市政クラブさん。

○工藤 恵美委員

- ・ 継続だ。理由は、いろいろと会派で検討したが、まだまだ調査していきたいという考えから継続とする。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 陳情第9号、第23号、二つともか。

○工藤 恵美委員

- ・ 二つとも。全項、全号。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 次、民主・市民ネットさん。

○板倉 一幸委員

- ・ 私どもの会派も、陳情者の意をできるだけ酌んで、我々も真摯に議論をしてきたつもりではあるけれども、今時点では、先ほど来、ちょっと議論があったけれども、国の動向あるいは市の標準モデルの作成、そういったものの状況をもう少し見極めたいということで、会派としても積極的に研究、議論していくけれども、今回は継続にさせていただきたい。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 陳情第9号、第23号、両方か。

○板倉 一幸委員

- ・ はい。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 次、公明党さん。

○小林 芳幸委員

- ・ 同じく、国の動向を見てからの議論ということで、継続で願する。全て。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員

- ・ うちも二つとも、同様の理由で継続で願する。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 次、日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私どもは、陳情第9号に関しても第23号に関しても、陳情者の願意に応えたいという思いで、賛成の態度をとっているけれども、皆さんが継続ということであれば、先ほど言ったようにいろんな調査の動き、条例の動きも見ながら、決めていきたいと思っている。継続で。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 全会派継続ということだ。
- ・ それでは、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号、第2号、第3号、及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項、第3項、第4項については、継続審査ということで確認する。（はい）

○北原 善通委員

- ・ 委員長。議事進行で発言させてほしい。
- ・ 今、全て継続でいくが、この第9号と第23号とは同一人物から来ているけれども、今後長引くとま

た別に陳情が入ってくる可能性もある。だからやはり早めにこれを処理していつてあげるということは大事だということだけは思っしてほしい。だから、早め早めに結論を出していくということは思っただければと思う。以上、申し上げておく。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ わかった。
- ・ お諮りする。委員長の報告文については、委員長に一任願いたいと思う。これに御異議ないか。（「異議なし」の声あり）
- ・ 異議がないので、そのように決定する。
- ・ 以上で、閉会中継続審査事件を終わる。

---

2 その他

○委員長（日角 邦夫）

- ・ その他に入る。私から2点、お話する。
- ・ 1点目は、前回委員会でもお話ししたが、政策提言等を目的とした所管事務調査のテーマについて、皆さんと協議したいと思う。各委員よりテーマについて御提案あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ まず、委員長、副委員長に任せて、それから進めたいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ないようなので、テーマについては次回の委員会において正副案を提案し、改めて皆さんと協議したいと思うが、いかがか。（「異議なし」の声あり）
- ・ では、そのように進めていく。

- ・ 次に2点目だが、産業廃棄物処理施設設置計画について、委員会としての取り扱いを確認する。

本件については、前回の委員会で、調査を始めるべきではないかとの意見が出されたところだが、皆さん、現に御承知のとおり、6月28日付けで報告書の写しが本委員会に配付され、都市計画法の開発行為許可のための函館市開発審査会への付議を経て、7月16日付けで、各法に基づく許可がなされたところだ。また、報告書の中では「当該計画については廃棄物処理法に定める基準に適合しており、生活環境影響調査書については定められた基準を満足していることから、周辺地域の生活環境の保全について、適切な配慮がなされたものであると認めたこと」が報告されている。正副としては、法律に基づいて許可がされた本件について、これ以上調査を行うことは難しいものと判断している。

その上で、今後も市は事業者に対して指導・監督する立場にあることから、住民の安全・安心には十分に配慮し、不安の声などには丁寧な対応をしていただくこと、そして計画や施設の運営に支障が出た際には、法にのっとり厳正に対応することはもちろん、委員会にも速やかに情報提供を行うことを正副から改めて理事者をお願いしたいと考えているが、いかがか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 今の委員長報告に全然異議はないけれども、6月に委員長宛てに要望書も出ている。亀田中野区の自然を守る会から継続審査にしてほしいとか、33町会の人たちに説明をしてほしいとか出ているけれ

ども、こういうことも考慮して、先ほど十分配慮するとか、法にのっとって監督するとかそういうことも含めて、要望書をくれた方に対しても委員会として何らかの回答を、そういうのがルール上はないにしても、きちんと対応してほしいと思う。

あと、配付された資料を見たら、専門委員会の7名の委員が今後のことについてもすごく懸念されて、施設が稼働開始したあとも含めて専門委員会によるチェックを行うことを要望するとか、そういうことも書いている。専門委員会からこういう意見も出ているので、これも真摯に考慮していくこともつけ加えてほしい。それから一番市民の方が心配してたのはダムの水だ。ダムの水とか、川、地下水が汚染されるんじゃないかということも含めて心配事がたくさんあったけれども、そういう調査も、事前事後きちんとしてほしいとか、具体的な内容も要望にのせてほしいと思う。本来ならば私は説明を受けたいと思っているけれども、それが不可能であるならば、せめて具体的な内容もこの部局への要望に入れてほしい。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 要望書に対する答えか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 要望書に対する答えと、それから市民が不安に思っている内容について、事前事後の調査も含めて、行政としてもやってほしいという。水の調査とか。具体的に部局に要望してほしいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 先ほども最初のほうにお話をした。それにつけ加えるというのはなんだけれども、亀田中野区の自然を守る会からの提出のあった要請書に対しては、先ほどの内容をもってきちんと回答をしたいと考えている。書面できちんと。正副としてそういうふうに進めたいと考えているけれども。それで、御了承願えないか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 最後に「ご検討、ご回答いただければ幸いです」と書いているので、私たち新しく委員会発足したあとに、どういう議論をして今の結果に至ったかとか、許可になったあともきちんと委員会としては部局に要望をしているということを回答するというところでお願いします。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ その回答の中身については正副に御一任願いたい。よろしいか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 具体的にお願いします。

○北原 善通委員

- ・ 前の委員会で、その辺の説明はなかったのか。例えば、ビニールシートをひいて、そして・・・。（「あった」の声あり）あったんだろう。そして、屋根が移動式で、レールが引かさって、次々埋め立てていくということだろう。

○市戸 ゆたか委員

- ・ そのあとに計画が変更されているのもたくさんある。それを今ここで言うとまた大変なんだけど、そういう不安もいっぱい聞こえてきているので。

○北原 善通委員

- ・ なるほど。

○佐々木 信夫委員

- ・ 文面、今、市戸さんが言ったみたいに具体的に入れてきちんと要望するという事。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 要望書に対して回答をするということ。

○佐々木 信夫委員

- ・ お任せする。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 本件について、理事者から説明を受けることは調査事件として説明を受けることになるが、法律に基づいて許可がなされた本件についての調査を行うことは、執行権に及ぶことから、委員会としては、これ以上の調査はできないものと考えている。

○副委員長（池亀 睦子）

- ・ 委員会としての、ということだ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 本来ならば、私の希望としては説明を受けたいなど。前半戦の民生常任委員会で議論してきたあと、7月16日までの許可に至るまでの約2カ月間にやってきた内容、計画変更に対する部局の対応だとか、そういうことを本来ならば説明を受けたいけれども、それができないのであればさっき言った内容で具体的にこの委員会として、環境部に要望してほしいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 今後も市は事業者に対して指導、監督する立場にあると、それから住民の安全、安心には十分に配慮し、不安の声などには本当に丁寧に応えていくこと、そして、計画や施設の運営に支障が出た際には、法にのっとり厳正に対応することはもちろん、委員会にも速やかに情報提供してもらおうということ、正副から改めて理事者にそのように取り組むようを強く要望しておく。（はい）
- ・ なお、先ほども申し上げたけれども、亀田中野区の自然を守る会から提出のあった要請書に対しては、先ほどの内容をもって回答したいと思う。文面については、正副に御一任願いたい。このことに、御異議ないか。（「異議なし」の声あり）
- ・ その他、何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前10時37分散会